

令和 7 年 教育委員会第13回定例会秘密会 会議録

日 時 令和 7 年 7 月 22 日（火）

午後 3 時 48 分～午後 4 時 05 分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 協議

【指導課】

（１）令和 8 年度使用 特別支援学級用教科用図書採択

（２）令和 8 年度使用 中等教育学校（後期課程）教科用図書採択

出席委員（5 名）

|      |       |
|------|-------|
| 教育長  | 堀米 孝尚 |
| 教育委員 | 長崎 夢地 |
| 教育委員 | 俣野 幸昭 |
| 教育委員 | 佐藤 祐子 |
| 教育委員 | 水野 珠貴 |

出席職員（8 名）

|                  |        |
|------------------|--------|
| 教育担当部長           | 大森 幹夫  |
| 子ども総務課長兼教育政策担当課長 | 加藤 伸昭  |
| 副参事（特命担当）        | 大塚 立志  |
| 子ども支援課長          | 大松 雄一郎 |
| 子育て推進課長          | 山崎 崇   |
| 児童・家庭支援センター所長    | 宮原 智紀  |
| 子ども施設課長          | 川崎 延晃  |
| 指導課長             | 上原 史士  |

欠席委員（0 名）

欠席職員（2 名）

|       |        |
|-------|--------|
| 子ども部長 | 小川 賢太郎 |
| 学務課長  | 清水 直子  |

書記（2 名）

|           |       |
|-----------|-------|
| 子ども法制担当係長 | 品治 正  |
| 子ども総務課係員  | 原子 智実 |

◎日程第 1 協議

## 指導課

### (1) 令和8年度使用 特別支援学級用教科用図書採択

### (2) 令和8年度使用 中等教育学校（後期課程）教科用図書採択

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 堀 米 教 育 長 | それでは、再開いたします。<br>日程第1、協議の教科書関係の2つの案件に入ります。<br>まず、令和8年度使用 特別支援学級用教科用図書採択につきまして、指導課長、説明をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 指 導 課 長   | それでは、令和8年度使用 特別支援学級教科用図書の採択につきましてご説明申し上げます。資料をご覧ください。特別支援学級で使用する教科書としまして、区内で設置している特別支援学級が来年度使用する教科用図書の選定についてご協議いただくものでございます。特別支援学校の教科用図書の採択につきましては、特別支援学級設置校の校長からの申請によるものとされております。本区においては富士見小学校と千代田小学校、あと麹町中学校の校長が、児童・生徒の教育支援シートに基づき選定を行っております。<br>詳細の手順は、こちら資料3の千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択に関わる基本方針の5の教科用図書の選定及び採択にお示ししているところです。<br>なお、特別支援学級における教科用図書の採択は、2の期間に示しておりますとおり、特別支援学級の児童・生徒の発達状況が多様であることから、単年度ごとに、その児童・生徒に適した教科書を採択することとなっております。この件につきましては調査研究が6月中に実施されまして、結果報告されたものを取りまとめたものでございます。<br>それでは、ここからもう少し詳しく採択の内容等についてご説明いたします。<br>今ご覧いただいている資料3ですが、まず、1、採択の方法でございます。特別支援学級の教科用図書は、原則として通常の学級において使用する教科書を使用することとなっております。また、学校教育法附則第9条の規定によります教科用図書の採択に当たりましては、特別支援学級設置校の校長の申請によるものとなっております。<br>3の採択の原則に示してありますとおり、学校教育法附則第9条の定めにより、特別支援学級においては検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが原則ですが、児童・生徒の障害の種類や程度、能力・特性から判断し、これらの教科書を使用することが適当でない場合、これに代わる適切な一般図書を使用することができると定められております。このことから、特別支援学級用の一般図書、第9条本という言い方をしているところでございます。<br>続きまして、こちら資料1です。この採択の原則に従いまして、特別支援学級設置校校長より提出されました選定についての申請文書となります。こ |

こちらが千代田小学校、こちらは麴町中学校です。これをもちまして選定結果が事務局に届けられております。この結果をまとめたものが令和8年度の特別支援学級用教科用図書選定結果一覧となっております。

各設置校から提出されました選定結果につきまして、引き続きご説明を申し上げます。

まず、富士見小学校、千代田小学校からは、特別の教科道徳において通常の学級の教科書、ほかの種目については文部科学省著作教科書、いわゆる星本と呼ばれるものですが、または一般図書。こちらを見たほうがいいですか。先ほど申し上げたところの第9条本を使用するという申請がございました。

また、教科書の採択の際には、児童・生徒の障害の程度等に著しい差があり、その状況に応じた学習集団を編成し、また年間を通して指導する必要がある場合は、1教科につき1学年1種類以上とすることができるとされております。そのため、富士見小学校、千代田小学校においては、その実態の差が著しい場合があることから、国語と書写、算数において、学習グループ編成で使用する教科書を選定いただいております。

また、通常の学級において、小学校3年生以上は理科、社会、あと5年生以上は家庭科を設定いたしますが、知的障害の特別支援学級の場合は、知的障害のある特別支援学校の教科である生活を編成しており、通常の学級における生活、社会、理科、家庭科を採択できないとされております。その場合、生活の教科書として第1、2学年では1冊、第3、4学年では2冊、第5、6学年3冊採択できることとなっており、それぞれを生活の教科書として選定しております。

続いて、中学校の設置校、麴町中学校からは、文部科学省著作教科書、いわゆる星本の申請が出されております。

なお、今お話ししております学年につきましては令和7年度の学年となり、今年度の各学年の在籍状況につきましてはこちらにお示ししております。本年度の児童・生徒の個別指導計画に基づき、次年度の教科書を申請している形になります。児童・生徒によっては、その実態に応じて通常の学級における交流及び共同学習を実施するため、特別支援学級で採択する教科書ではなく、通常の学級で採択された教科書を給与し、使用する児童・生徒もおります。

なお、この資料2の選定理由書には、それぞれの学校で選定した理由をお示ししております。今こちらにお示ししているのが富士見小学校、こちらが千代田小学校、麴町中学校となっております。こちらはまた後ほどご覧いただければと思います。

特別支援学級用教科用図書の選定についてのご説明は以上です。

はい。ありがとうございます。

ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

水野委員。

堀米教育長

|           |                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水 野 委 員   | 麴町中学校の教科書は、同じレベルの教科書をそれぞれお出しになられていますが、これは来年度の教科書になるのですよね。そうすると、来年度入ってくるお子さんで、これに対応できないお子さんが入ってきた場合はどうされるのでしょうか。                                                                                                                     |
| 堀 米 教 育 長 | 指導課長。                                                                                                                                                                                                                               |
| 指 導 課 長   | とりあえず令和8年度、現在の子どもたちが使うものと、麴町中学校については星本の5つ星のところで対応可能となっておりますが、まだこれから決まってくるところで、もし次年度入学するお子さんの中で、この星本の5つで対応が難しいときに関しては、とりあえず教科書給与上というよりも、別な何か教材を作ったりとか、そういったもので対応していく形になってございます。                                                      |
| 堀 米 教 育 長 | 水野委員。                                                                                                                                                                                                                               |
| 水 野 委 員   | 分かりました。私はこの麴町中学校の教科書、割と一律になっているのは初めて見ました。今まではかなりいろいろなセクションで、今のお子さんは比較的これに対応できるのだらうと想像できるので、来年度以降のことも不安だったので、よろしくお願いいたします。                                                                                                           |
| 堀 米 教 育 長 | 指導課長。                                                                                                                                                                                                                               |
| 指 導 課 長   | 就学支援委員会等で次年度入学者数という状況を見られますので、その辺りはまた校長とやり取りしながら、その子に適した教科書用図書というよりも教材をいかに選定していくかというのを考えてまいりたいと思います。                                                                                                                                |
| 水 野 委 員   | はい。よろしくお願いします。                                                                                                                                                                                                                      |
| 堀 米 教 育 長 | その場合、区の教材で購入できるということによろしいのか。                                                                                                                                                                                                        |
|           | 指導課長。                                                                                                                                                                                                                               |
| 指 導 課 長   | そうです。今回、教科書給与という形ではここで終わりとなるのですが、いわゆる星本としての購入という形はできますので、それで対応は十分できます。指導課としても一応その部分の予算というのは設けているところです。                                                                                                                              |
| 堀 米 教 育 長 | ということでございます。                                                                                                                                                                                                                        |
| 水 野 委 員   | はい。                                                                                                                                                                                                                                 |
| 堀 米 教 育 長 | はい。ほかにございますでしょうか。よろしいですか。                                                                                                                                                                                                           |
|           | (な し)                                                                                                                                                                                                                               |
| 堀 米 教 育 長 | それでは、次に、令和8年度使用中等教育学校（後期課程）教科用図書採択につきまして、指導課長より説明をお願いいたします。                                                                                                                                                                         |
| 指 導 課 長   | それでは引き続き、令和8年度使用の九段中等教育学校（後期課程）用の教科用図書の採択についてご説明申し上げます。<br>こちら先ほどの特別支援学級の教科用図書と同様で、選定理由及び結果報告を事務局に提出いただいているものです。中等教育学校の後期課程につきましては、高等学校段階ということで、生徒の状況、あるいは学力の幅等に差がありまして、またカリキュラムの編成についても学校の創意工夫が必要でありますので、学校長の権限で選定したものを教育委員会に報告し、教 |

育委員会の皆様に最終的に採択いただく手続になっております。委員の皆様におかれましては、本日の報告を受けていただきまして、8月26日にご採択いただく運びになります。

それでは、もう少し詳しく採択の内容についてご説明申し上げます。こちら、資料、お示しのものをご覧ください。まず基本方針について簡単にご説明いたします。

中等教育学校の後期課程につきましては、1の(1)にありますとおり、学校の選定結果を総合的に判断し、教育委員会が採択することとなっております。また1の(3)にありますように、生徒の実態等を十分に配慮する必要があります。そのため、3の教科書の選定についての(1)の記載のように、教科書の選定委員会を設定することとなっております。

選定委員会の名簿ですが、こちらに示した皆様で教科書選定委員会を設定いたしました。

また、3の(2)の東京都教育委員会が作成した高等学校用教科書調査研究資料を活用しまして、学習指導要領の目標や生徒の実態、あと学校の指導内容や指導法に照らした教育効果を踏まえながら、教科書の調査研究及び選定作業を実施いたしました。

教科書選定委員会設置要綱については、資料4に記載しています。

選定結果については、資料1をご覧ください。7月1日付において、7千九中等発第411号をもちまして、選定理由書とともに、選定結果が事務局に提出されております。この選定結果をまとめたものがこちらになります。この一覧でございます。ご覧ください。教科、各科目別に選定しました教科書の名称、また使用学年が記載されております。学年の表記は全て後期課程での学年名称となっております。その中で、備考欄に米印という文字が入っている科目、種目が幾つかございます。これについては該当学年が第1、2学年で既に使用している教科書を示しているところです。

開設する全ての種目の教科書につきましては、資料2のこちら、選定理由書に記載がございます。それぞれの科目(種目)と教科書名、使用学年が示されており、その右端に需要数報告がございます。数字が入っているものは今回の新たな採択をする種目、ゼロのものがございますが、こちらは以前その教科書を採択しており、新たに採択する必要ない種目として示しているところです。

中等教育学校の後期課程の教科用図書の選定についての説明は以上となります。

堀 米 教 育 長

はい。説明は以上でございます。ご意見、ご質問等がありましたら、願いいいたします。よろしいでしょうか。

( な し )

堀 米 教 育 長

はい。なければ、また、小中学校の教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定に基づき、採択年度に採択したものと同一ものを採択するということですが、よろしいでしょ

うか。いずれにしても、この件については改めて議案として次回提出し、決定することとします。よろしくお願いいたします。

それでは、特に全体質問がなければ。よろしいですか。

(な し)

堀 米 教 育 長

以上をもちまして本日の定例会を閉会といたします。ありがとうございました。